

【新旧対照表】「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」

(平成29年1月24日雇児発第0124第1号、社援発第0124第1号・老発0124第1号)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成29年1月24日 (最終改正：令和4年〇月〇日) 都道府県知事 各 <u>市 長</u> 殿 <u>特別区長</u> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老 健 局 長 社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。 さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。 今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用すること	雇児発 0124 第 1 号 社援発 0124 第 1 号 老 発 0124 第 1 号 平成29年1月24日 都道府県知事 各 <u>指定都市市長</u> 殿 <u>中核市長</u> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老 健 局 長 社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。 さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。 今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用すること

としたので、ご了知の上、社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成 29 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 28 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのでご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1～2 （略）

3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第 55 条の 2 第 1 項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）第 6 条の 14 関係）

（1）～（2）（略）

（3）「活用可能な財産」の算定（法第 55 条の 2 第 1 項第 1 号及び規則第 6 条の 14 第 1 項第 1 号関係）

「活用可能な財産」は、法人の貸借対照表から、次のとおり算定すること。

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金			
有価証券				借入金			
事業未収金				事業未払金			
未収金				その他の未払金			
未収補助金				支払手形			
未収収益				社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金			
受取手形				役員等短期借入金			
貯蔵品				1 年以内返済			
医薬品							
診療・療養等材料							

としたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成 29 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 28 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるのでご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1～2 （略）

3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第 55 条の 2 第 1 項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年第 168 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）第 6 条の 14 関係）

（1）～（2）（略）

（3）「活用可能な財産」の算定（法第 55 条の 2 第 1 項第 1 号及び規則第 6 条の 14 第 1 項第 1 号関係）

「活用可能な財産」は、法人の貸借対照表から、次のとおり算定すること。

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金			
有価証券				借入金			
事業未収金				事業未払金			
未収金				その他の未払金			
未収補助金				支払手形			
未収収益				（新設）			
受取手形				役員等短期借入金			
貯蔵品				（新設）			
医薬品							
診療・療養等材料費							

給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 <u>1年以内回収 予定社会福祉 連携推進業務 長期貸付金</u> 1年以内回収 予定長期貸付 金 <u>社会福祉連携 推進業務短期 貸付金</u> 短期貸付金 仮払金 その他の流動 資産 <u>貸倒引当金</u> 徴収不能引当 金				<u>予定社会福祉 連携推進業務 設備資金借入 金</u> 1年以内返済予 定設備資金借 入金 <u>1年以内返済 予定社会福祉 連携推進業務 長期運営資金 借入金</u> 1年以内返済予 定長期運営資 金借入金 1年以内返済予 定リース債務 1年以内返済予 定役員等長期 借入金 1年以内支払予 定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 仮受金 賞与引当金 その他の流動 負債				給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 <u>(新設)</u> 1年以内回収 予定長期貸付 金 <u>(新設)</u> 短期貸付金 仮払金 その他の流動 資産 <u>(新設)</u> 徴収不能引当 金				1年以内返済予 定設備資金借 入金 <u>(新設)</u> 1年以内返済予 定長期運営資 金借入金 1年以内返済予 定リース債務 1年以内返済予 定役員等長期 借入金 1年以内支払予 定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 仮受金 賞与引当金 その他の流動 負債			
固定資産				固定負債				固定資産				固定負債			
基本財産				<u>社会福祉連携 推進業務設備 資金借入金</u>				基本財産				<u>(新設)</u>			
土地 建物 <u>建物減価償却</u>				設備資金借入 金 <u>社会福祉連携</u>				土地 建物 <u>(新設)</u>				設備資金借入 金 <u>(新設)</u>			

累計額				推進業務長期 運営資金借入 金					定期預金				長期運営資金				
定期預金				長期運営資金					投資有価証券				借入金				
投資有価証券				借入金					その他の固定				リース債務				
その他の固定				リース債務					資産				役員等長期借				
資産				役員等長期借					土地				入金				
土地				入金					建物				退職給付引当				
建物				退職給付引当					構築物				金				
構築物				金					機械及び装置				(新設)				
機械及び装置				役員退職慰労					車両運搬具				長期未払金				
車両運搬具				引当金					器具及び備品				長期預り金				
器具及び備品				長期未払金					建設仮勘定				(新設)				
建設仮勘定				長期預り金					有形リース資				その他の固定				
有形リース資				退職共済預り					産				負債				
産				金					(新設)				負債の部合計	B			
〇〇減価償却				その他の固定					権利				純資産の部				
累計額				負債					ソフトウェア								
権利				負債の部合計	B												
ソフトウェア				純資産の部									純資産の部				

無形リース資産				基本金	C		
投資有価証券				国庫補助金等	D		
<u>社会福祉連携推進業務長期貸付金</u>				特別積立金			
長期貸付金				その他の積立金			
退職給付引当資産				〇〇積立金			
長期預り金積立資産				次期繰越活動増減差額			
〇〇積立資産				(うち当期活動増減差額)			
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
<u>貸倒引当金</u>							
<u>徴収不能引当金</u>				純資産の部合計			
資産の部合計	A			負債及び純資産の部合計			

※ 「活用可能な財産」＝A－B－C－D

なお、この計算の結果が0以下となる場合については、社会福祉充実残額が生じないことが明らかであることから、以降の計算は不要であること。

(4)「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第6条の14第1項第1号関係）

① 基本的な考え方

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産は、法人が現に実施する社会福祉事業等に、直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼし得るものとする。

一方、法人が実施する社会福祉事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産については、控除対象とはならない。

こうした基本的な考え方の下、具体的な内容については、原則として、次表に掲げるとおりであること。

無形リース資産				基本金	C		
投資有価証券				国庫補助金等	D		
<u>(新設)</u>				特別積立金			
長期貸付金				その他の積立金			
退職給付引当資産				〇〇積立金			
長期預り金積立資産				次期繰越活動増減差額			
〇〇積立資産				(うち当期活動増減差額)			
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
<u>(新設)</u>							
<u>(新設)</u>				純資産の部合計			
資産の部合計	A			負債及び純資産の部合計			

※ 「活用可能な財産」＝A－B－C－D

なお、この計算の結果が0以下となる場合については、社会福祉充実残額が生じないことが明らかであることから、以降の計算は不要であること。

(4)「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第6条の14第1項第1号関係）

① 基本的な考え方

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産は、法人が現に実施する社会福祉事業等に、直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼし得るものとする。

一方、法人が実施する社会福祉事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産については、控除対象とはならない。

こうした基本的な考え方の下、具体的な内容については、原則として、次表に掲げるとおりであること。

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの)

<資産の部>			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金</u>	<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進業務長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。</u>	＝	<u>最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>社会福祉連携推進業務短期貸付金</u>	<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。</u>	＝	<u>最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
他の固定資産	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>社会福祉連携推進業務長期貸付金</u>	<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する</u>	＝	<u>最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない</u>

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの)

<資産の部>			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>徴収不能引当金</u>	<u>未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。</u>		<u>資産から控除済。</u>
他の固定資産	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

		<u>貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。</u>		<u>い。</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

② (略)

③ 対応負債の調整

控除対象財産の財源について、借入金（負債）により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く調整を行うこと。

具体的な調整方法については、貸借対照表における次の①から⑥までの科目の合計額（控除対象財産に明らかに対応しない負債は除く。）を、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の合計額から差し引くこと。

負債の部	
大科目	中科目
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金 役員等短期借入金 <u>① 1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金</u> <u>② 1年以内返済予定設備資金借入金</u> <u>1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金</u> 1年以内返済予定長期運営資金借入金 <u>③ 1年以内返済予定リース債務</u> 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金

	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

② (略)

③ 対応負債の調整

控除対象財産の財源について、借入金（負債）により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く調整を行うこと。

具体的な調整方法については、貸借対照表における次の①から④までの科目の合計額（控除対象財産に明らかに対応しない負債は除く。）を、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の合計額から差し引くこと。

負債の部	
大科目	中科目
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金 役員等短期借入金 <u>(新設)</u> <u>① 1年以内返済予定設備資金借入金</u> <u>(新設)</u> 1年以内返済予定長期運営資金借入金 <u>② 1年以内返済予定リース債務</u> 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金

		未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債			
	固定負債	<u>④ 社会福祉連携推進業務設備資金借入金</u> <u>⑤ 設備資金借入金</u> <u>社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金</u> 長期運営資金借入金 <u>⑥ リース債務</u> 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 <u>役員退職慰労引当金</u> 長期末払金 長期預り金 <u>退職共済預り金</u> その他の固定負債		固定負債	(新設) <u>③ 設備資金借入金</u> (新設) 長期運営資金借入金 <u>④ リース債務</u> 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 (新設) 長期末払金 長期預り金 (新設) その他の固定負債
※ 「対応負債」＝①＋②＋③＋④＋ <u>⑤＋⑥</u> ④～⑤ (略) (5) (略) (6) 「必要な運転資金」の算定(規則第6条の14第1項第3号関係) ① (略) ② 年間事業活動支出の3月分について 年間事業活動支出の3月分は、次のとおり、法人単位の資金収支計算書における事業活動支出に12分の3を乗じて得た額とすること。					
勘定科目		予算	決算	差異	備考
経 事	収 介護保険事業収入				

		未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債			
	固定負債	(新設) <u>③ 設備資金借入金</u> (新設) 長期運営資金借入金 <u>④ リース債務</u> 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 (新設) 長期末払金 長期預り金 (新設) その他の固定負債		固定負債	(新設) <u>③ 設備資金借入金</u> (新設) 長期運営資金借入金 <u>④ リース債務</u> 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 (新設) 長期末払金 長期預り金 (新設) その他の固定負債
※ 「対応負債」＝①＋②＋③＋④ ④～⑤ (略) (5) (略) (6) 「必要な運転資金」の算定(規則第6条の14第1項第3号関係) ① (略) ② 年間事業活動支出の3月分について 年間事業活動支出の3月分は、次のとおり、法人単位の資金収支計算書における事業活動支出に12分の3を乗じて得た額とすること。					
勘定科目		予算	決算	差異	備考
経 事	収 介護保険事業収入				

			老人福祉事業収入								老人福祉事業収入				
			児童福祉事業収入								児童福祉事業収入				
			保育事業収入								保育事業収入				
			就労支援事業収入								就労支援事業収入				
			障害福祉サービス等事業収入								障害福祉サービス等事業収入				
			生活保護事業収入								生活保護事業収入				
			医療事業収入								医療事業収入				
			(何) 事業収入								(何) 事業収入				
			(何) 収入								(何) 収入				
			借入金利息補助金収入								借入金利息補助金収入				
			経常経費寄付金収入								経常経費寄付金収入				
			受取利息配当金収入								受取利息配当金収入				
			<u>社会福祉連携推進業務貸付金受</u>								<u>(新設)</u>				
			<u>取利息収入</u>												
			その他の収入								その他の収入				
			流動資産評価益等による資金増								流動資産評価益等による資金増				
			加額								加額				
			事業活動収入計								事業活動収入計				
			人件費支出								人件費支出				
			事業費支出								事業費支出				
			事務費支出								事務費支出				
			就労支援事業支出								就労支援事業支出				
			授産事業支出								授産事業支出				
			(何) 支出								(何) 支出				
			利用者負担軽減額								利用者負担軽減額				
			支払利息支出								支払利息支出				
			<u>社会福祉連携推進業務借入金支</u>								<u>(新設)</u>				
			<u>払利息支出</u>												
			その他の支出								その他の支出				
			流動資産評価損等による資金減								流動資産評価損等による資金減				
			少額								少額				
			事業活動支出計		A						事業活動支出計		A		
			事業活動資金収支差額								事業活動資金収支差額				
			施設整備等補助金収入								施設整備等補助金収入				

			施設整備等寄付金収入 設備資金借入金収入 <u>社会福祉連携推進業務設備資金 借入金収入</u> 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入 施設整備等収入計								施設整備等寄付金収入 設備資金借入金収入 <u>(新設)</u> 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入 施設整備等収入計				
			支出 設備資金借入金元金償還支出 <u>社会福祉連携推進業務設備資金 借入金元金償還支出</u> 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返 済支出 その他の施設整備等による支出 施設整備等支出計								支出 設備資金借入金元金償還支出 <u>(新設)</u> 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返 済支出 その他の施設整備等による支出 施設整備等支出計				
			施設整備等収支差額								施設整備等収支差額				
	その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄 付金収入 長期運営資金借入金収入 <u>社会福祉連携推進業務長期運営 資金借入金収入</u> 長期貸付金回収収入 <u>社会福祉連携推進業務長期貸付 金回収収入</u> 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入 その他の活動収入計						その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄 付金収入 長期運営資金借入金収入 <u>(新設)</u> 長期貸付金回収収入 <u>(新設)</u> 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入 その他の活動収入計				
			支出 長期運営資金借入金元金償還支 出 <u>社会福祉連携推進業務長期運営 資金借入金元金償還支出</u> 長期貸付金支出								支出 長期運営資金借入金元金償還支 出 <u>(新設)</u> 長期貸付金支出				

		<u>社会福祉連携推進業務長期貸付</u> <u>金支出</u> 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出				
		その他の活動支出計				
		その他の活動収支差額				
		予備費支出				
		当期資金収支差額合計				
		前期末支払資金残高				
		当期末支払資金残高				

※ 「年間事業活動支出の3月分」＝ $A \times 3 / 12$

(7)～(9) (略)

3 (略)

4. 社会福祉充実計画原案の策定

(1)～(4) (略)

(5) 社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

社会福祉充実残額については、(4)のとおり、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額を活用することを原則とするが、策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができること。

5～12 (略)

別紙 (略)

		<u>(新設)</u> 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出				
		その他の活動支出計				
		その他の活動収支差額				
		予備費支出				
		当期資金収支差額合計				
		前期末支払資金残高				
		当期末支払資金残高				

※ 「年間事業活動支出の3月分」＝ $A \times 3 / 12$

(7)～(9) (略)

3 (略)

4. 社会福祉充実計画原案の策定

(1)～(4) (略)

(5) 社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

社会福祉充実残額については、(4)のとおり、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額を活用することを原則とするが、最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができること。

5～12 (略)

別紙 (略)